平成２６年（フ）第７０２号
神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地
破産者　株式会社バリーレーン
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５６号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目43番15号
破産者　有限会社太進塗装工業
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１６９号
千葉県四街道市上野199番地（永幸苑）
破産者　守原　文男
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１０１号
新潟市北区太子堂144番地１
破産者　有限会社倉島建築
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５２号
長野県茅野市仲町15番13号
破産者　新和建工株式会社
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１４１号
静岡県伊豆の国市長岡353番地の13
破産者　株式会社ヒロキ総合写真
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
静岡県三島市八反畑130番地の３
破産者　流通総業株式会社
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
静岡県沼津市岡宮1189番地の１
破産者　株式会社ＭＡＸ
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３９９号
兵庫県尼崎市下坂部３丁目７番22号
破産者　株式会社ＮＮＢ
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４７８号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目７番１号
破産者　中山配管工業株式会社
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７号
広島県福山市南手城町４丁目15番39号
破産者　美装センター株式会社
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第７２号
広島県福山市住吉町７番21号
破産者　株式会社関金メイワ
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３３号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東4591番地の１
破産者　有限会社ゴールド製缶
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第２号
宮崎県延岡市北浦町宮野浦1745番地
破産者　丸福水産有限会社
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第４１９号
鹿児島県鹿児島市新栄町20番21号
破産者　株式会社南九州プランニング
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２２３号
神奈川県平塚市千石河岸49番１－408号シーサイドパレス平塚、前住所神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1450番地20　プレジデント真鶴西館102
破産者　大藤　文世
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２９５号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根103番地の78カーロフォレスタ元箱根ルチア、前住所埼玉県本庄市駅南１丁目１番19号　サンデュエル本庄1405
破産者　山野たくま
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３５７号
静岡市葵区岳美１丁目17番12号
破産者　増田　賀美
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３０号
名古屋市中川区豊成町１　豊成団地第４号棟第327号室、住民票上の住所名古屋市中川区太平通６丁目28番地の１
破産者　林　　稔
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８１号
名古屋市北区玄馬町231　三重交通社員寮Ｂ棟201号、住民票上の住所名古屋市昭和区川名町３丁目22番地
破産者　加藤　　太
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０５７号
愛知県豊明市栄町南舘３番地1725　フレグランス栄Ｂ棟101号
破産者　中村　　貴
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部